

法指 第1189号
平成22年7月15日

各社会福祉法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室
法人指導課長

社会福祉法人の代表理事（理事長・会長）選任の手続について

日頃は大阪府の福祉行政に対し格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、議事録への署名につきましては、これまで定款に基づいた取り扱いをお願いし、代表理事の互選においても同様の取り扱いとしてきたところです。

今春以降、多数の社会福祉法人から「代表理事の登記の際に、選任方法等についてこれまでの方法では法務局が受理してくれない。」という問い合わせがありました。

つきましては、大阪法務局に取り扱いについて確認しましたところ、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

なお、登記申請を行う場合は、その申請手続や必要書類について事前に主たる事務所の所在地を管轄する登記所に十分確認していただきますようお願いいたします。

記

1. 代表理事の予選（任期開始前に代表理事の選任手続を行うこと）について

（1）理事全員が重任の場合は予選が認められます。

（2）理事が1人でも重任ではない場合、予選は認められませんので、就任日以降の日に代表理事の互選を行ってください。

※新任の理事就任者がいる場合、任期開始前は「理事」ではなく、選任する資格がないためです

※理事全員が重任でない場合（就任日以降の互選の場合）は、代表理事の登記事項は「退任」「就任」となります。

2. 代表理事の互選にかかる議事録への署名について

（1）出席理事全員の記名押印が必要です。

※定款の規定に定められた議事録（議長及び議事録署名人だけの署名又は記名押印）の場合、出席理事数を確認できないためです。

※別添を参考としてください

連絡先：法人指導課 監理グループ 電話番号：06-6944-6663（直通） FAX：06-6944-1982

参 考

登記事項がある場合について（法務局に必要書類等を十分に確認してください）

① 代表理事の互選にかかる議事録への記名押印について（※裏面にフローチャートあり）

(1) 代表理事に変更はなく、理事の入れ替えもない場合（全員理事重任）※予選（任期開始前）

代表理事	その他の理事（全員）
法人代表者印	認印可

(2) 代表理事に変更があり、理事の入れ替えはない場合（全員理事重任）※予選（任期開始前）

新代表理事	旧代表理事	その他の理事（全員）
認印可	法人代表者印	認印可

(3) 代表理事に変更はないが、理事の入れ替えがある場合 ※本選（任期開始日以降速やかに）

代表理事	その他の理事（全員）
法人代表者印	認印可

(4) 代表理事に変更があり、理事の入れ替えもある場合 ※本選（任期開始日以降速やかに）

全員
実印必要

定款に基づいた取り扱いについて

② 議事録への署名又は記名押印の手続きについて

(1) 社会福祉法人の理事会（評議員会）の議事録には次の3名の署名又は記名押印が必要です。

- ・ 理事会（評議員会）で選任された議長
- ・ 理事会（評議員会）において選任された議事録署名人2名

(2) 大阪府の社会福祉法人に対する指導で「署名又は記名押印」は次のとおり定義しています。

- ・ 署名＝自署
- ・ 記名押印＝名前をワープロ打ちやゴム印で対応し、印鑑（認印可）を押印している。

※大阪府法人指導課のホームページに議事録の記載例を掲載しております。

http://www.pref.osaka.jp/houjin/seturitu/u_yoshiki_kitei.html

（7 社会福祉法人・施設 様式・規程集（例））

※代表理事の互選にかかる議事録への記名押印について（フローチャート）

